

東京都内に居住し、警戒区域内に平成23年2月に移住するために自宅建物を建築した申立人らについて、その自宅建物建築費用相当額の金額が賠償された事例。

和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件につき、申立人X1、申立人X2及び申立人X3（以下あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 財物価値の喪失又は減少等（双葉郡△△町〇〇の家屋の建築工事費）

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目についての一部和解金として、金1717万8861円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 継続協議

申立人ら及び被申立人は、申立人らが請求している損害項目（第1項の損害項目を含む。）についての損害額を確定させるように、引き続き本和解仲介手続における協議を続行する。

本一部和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年8月3日

（仲介委員 奥野 滋）

東京都内に居住し、警戒区域内に平成23年2月に移住するために自宅建物を建築した申立人らについて、その自宅建物建築費用相当額の金額が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2及び申立人X3（以下あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記①については下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ①一時立入費用
②双葉郡△△町〇〇の家屋（以下「本件家屋」という。）の建築工事費等
③本件家屋内の家財の価値喪失

期 間 ①について平成23年3月11日から平成24年3月3日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目（①については、同項所定の期間に限る。）についての和解金として、金39,238,195円の支払義務のあることを認める。

（内訳）

一時立入費用	16,440円
本件家屋の建築工事費等	32,871,755円
本件家屋内の家財の価値喪失	6,350,000円

3 既払い金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項の和解金のうち、金19,175,121円を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（①については、同項所定の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月10日

(仲介委員 奥野 滋)